

ケアサポート静春居宅介護支援事業所の運営規定

第1条 医療法人梅田クリニック（以下「法人」という。）が開設するケアサポート静春（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護支援専門員が適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 事業者は、市町村から要介護認定に係る訪問調査の委託があった場合は、これを受託し訪問調査を実施する。

2. 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境及び家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づき各サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整、介護保険施設の紹介、その他の便宜を図る。

3. 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚令38号）第13条に定める具体的取扱方針を遵守する。

（事業所の名称）

第4条 名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）名称 ケアサポート静春

（2）所在地 岐阜市西島町2番6号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（1）管理者 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の内容を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

（2）介護指導専門員 1名（常勤職員1名 管理者と兼務）

介護支援専門員は、介護サービス計画を作成すると共に事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

（1）営業日 月曜日～金曜日（祝祭日、8月13日～15日、12月31日～1月3日を除く）

（2）営業時間 8：30～17：30

（指定居宅介護支援の提供方法）

第7条 居宅介護支援事業の提供方法については、次の通りとする。

（1）事業所は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者から求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。

（2）事業所は、被保険者の要介護認定等の確認及び申請の代行、さらに要介護認定等を受けた者から事業の提供依頼があった場合は、被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間を確認する。

（3）要介護認定における岐阜市の委託調査については、調査の留意事項に精通し、市民に公正中立で正確な調査を行う。

（4）事業所は、介護等を要する者の早期の発見に努め、要介護認定等の申請が行われているかを確認し、行われていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように支援する。

- (5) 事業所は、要介護認定等の更新についても、現在の要介護認定等の有効期間が終了する1ヶ月前からできるよう
に必要な支援をする。
- (6) 事業所は、要介護者等の居宅サービス計画の作成について、被保険者と家族の意思を尊重して保健医療サービス
及び福祉サービス等の多様なサービスを事業者と連携し、総合的、一体的、効率的な居宅サービス計画を作成し、
被保険者の承認を得てサービス提供の手続きを行う。
- (7) 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒否してはならない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、延滞なく意見を付してその旨を保険者に通知することにする。
①介護保険法第24条2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない時。
②偽りやその他不正な行為によって保険給付を受けた時、または受けようとした時。

(指定居宅介護支援事業所の内容)

第8条 居宅介護支援事業の内容は次の通りとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画作成に関する業務を担当させるものとする。また、利用者について把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案してサービス標、達成時期、サービス提供をするうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画を作成する。

(2) 利用者情報に対する情報提供

居宅サービス計画に当たっては、利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択ができるように配慮する。

(3) 利用者情報の把握

介護支援専門員は、居宅サービス計画に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこに置かれている環境の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるような解決すべき課題を把握しなければならない。

(4) サービス担当者会議の開催

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づいたサービス担当者に対し、会議の招集、紹介などを行い利用者宅等にて当該居宅サービス計画の内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。

(5) 利用者の同意

介護支援専門員は、利用者及び家族に対しサービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得ることとする。

(6) サービス実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても利用者及び家族及び指定居宅介護支援事業者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握（最低月1回以上の訪問）を行い、必要に応じて便宜、利用者の課題把握を行うとともに、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜を図る。

(7) 介護保険施設等の照会等

①介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難になったと認める場合、利用者が介護保険施設等への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設等への紹介その他の便宜を図る。
②介護支援専門員は、介護保険施設等から退所等しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等、必要な援助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 岐阜市、瑞穂市、本巣市、山県市、北方町

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者負担は生じない。

2. 前条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は以下の額を徴収する。なお、タクシー利用の場合は実費額とする。

- ・事業所から片道概ね 10 km未満 100円
- ・事業所から片道概ね 10 km以上 200円

3. 交通費の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために、研修の機会を次の通り設け業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(附則) この規定は、平成16年11月3日から施行する。

(附則) この規定は、平成22年7月1日から施行する。